令和８年（フ）第４９１８号
大阪市東淀川区井高野３丁目２番43―311号
債務者　朝山　達也
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

令和７年（フ）第１５４号
茨城県龍ケ崎市野原町100番地
破産者　有限会社増田新聞店
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和５年（フ）第６号
長崎県対馬市厳原町久田95番地46
破産者　株式会社内山建設工業
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

令和６年（フ）第４０７号
茨城県常陸大宮市鷹巣2085番地
破産者　有限会社二葉製作所
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第３９１号
千葉県四街道市もねの里２丁目19番２号
破産者　川口　美和
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第９７号
新潟市東区中木戸352番地２　Ａｍｂｅｒ303号、前住所新潟市北区新崎２丁目２番19号
破産者　渋谷　　怜
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第６０２号
静岡市駿河区丸子３丁目12番98号
破産者　株式会社オー・ルージュレンタカー
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３１９４号
名古屋市中川区吉津１丁目1403番地
破産者　愛知重工株式会社
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３９０６号
東京都目黒区自由が丘２丁目20―２、開始決定時の住所東京都目黒区上目黒１丁目26―１―1310
破産者　沢野　紀嘉
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２６６号
兵庫県西宮市甲子園浦風町１番12号
破産者　株式会社エンブレス
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

令和５年（フ）第２８７号
札幌市中央区南25条西９丁目３番16号
破産者　大野正友こと　ＣＨＵＮ　ＪＵＮＧＷＯＯ　田　正友
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１６９６号
札幌市西区二十四軒１条２丁目３番33―303号
破産者　田島　義晴
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１０５号
山形県長井市大町９番57―１号
破産者　橋本　圭司
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第２１０号
横浜市中区山下町255番地１　リリファ横濱山下町512号室
破産者　木本　秀明
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和６年（フ）第６４５号
愛知県豊田市美里５丁目11番地10、前住所愛知県豊田市美里２丁目12番地43
破産者　カイロプラクティス　グラシアスこと　三浦　　茂
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第１７４号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字旭10番地の５レージュ東栄303号、開始決定時の住所愛知県額田郡幸田町大字芦谷字大西29番地３ジーエーハイツ　205
破産者　佐々木清光
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第６１１号
愛知県豊田市金谷町２丁目38番地　ＡＭＮＯＳ　ＫＡＮＡＹＡ206号
破産者　米良　尚大
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係